

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、ステークホルダーに対して、透明性が高く公正な経営を行い、コンプライアンスを重視し、迅速かつ正確に情報を開示することをコーポレート・ガバナンスの基本としております。

継続的な企業価値向上のため、企業の社会的責任と食品会社としての「食」の安全・安心に対する責任を常に意識し、経営の意思決定の迅速化を図りながら機能的な経営組織の整備を進めるとともに、責任の明確化や効率的な経営の推進を目指しております。

全役職員は、法令、定款及び社内規則の遵守はもとより、企業理念「姿かたちを変えながら一生に寄り添い、幸せの時間を広げる。」を掲げ、定められた行動基準を実践し、社会の一員としての節度や良識を持って行動しております。

なお、当社は、2021年4月1日付で、大日本明治製糖株式会社との経営統合による持株会社体制への移行に伴い、三井製糖株式会社からDM三井製糖ホールディングス株式会社に商号を変更いたしました。グループ一体となって企業価値を高めるべく、一層のガバナンス強化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

全ての原則について、2021年6月の改訂前のコードに基づき記載しております。

【補充原則4-1-3. 最高経営責任者等の後継者の計画】

当社は、最高経営責任者等の後継者計画の策定は最重要課題の一つとして認識しております。引き続き、策定に向けた検討を進めてまいります。

2021年4月1日付で、指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会としてガバナンス委員会を設置いたしました。その詳細については、本報告書の「II. 1. [任意の委員会]」に記載しております。最高経営責任者等の後継者計画の策定は、ガバナンス委員会の答申を受け、取締役会で承認いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、保有意義と客観的指標などにより、中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合、取引先等の株式を保有する場合があります。また、政策保有株式については、毎年、保有基準に照らして保有目的や経済合理性を検証し、その意義が乏しいと判断するものについては売却いたします。

議決権の行使に際しては、議案の内容が当社の中長期的な企業価値の向上に資するか否かを個別に検証の上、必要により発行会社と対話をし、賛否を判断いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

取締役（監査等委員である取締役を含む）などの当社関係者や主要株主との関連当事者間取引を行う場合には、当社や株主の利益を害することのないよう留意し、当社が定める手続きに則り必要な決裁を経て実施いたします。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、年金資産の運用に関する基本方針を定め、企業年金の運用に適切な資質を持った人材により運用機関の評価を実施し、期待される投資収益率の実現を目指しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実施するため、法定開示の他、ウェブサイト等を活用した開示を行っております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」に記載しております。また自社ウェブサイトに掲載しております。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「II. 1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであり、法令、定款及び社内規則に基づき適切に対応しております。

(4) 取締役及び執行役員の選任、解任及び育成に向けた方針、手続き並びに指名基準に関する事項については、ガバナンス委員会において審議し、社外取締役の意見を参考にし、取締役会において承認しております。

(5) 2016年6月開催の第92回定時株主総会招集通知から全候補について指名理由を開示しております。

【補充原則4-1-1. 経営陣への委任範囲の明確化】

取締役会は、迅速な事業運営と役割責任の明確化のため、法令、定款及び取締役会規則に定める事項以外の業務執行の意思決定を経営陣に委任しております。経営陣は、取締役会において戦略的な議論を行い企業価値の持続的な向上に貢献しております。

【補充原則4-2-1. 中長期的業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬の割合の適切な設定】

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入しております。その詳細については、本報告書の「II. 1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

[原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、独立した客観的な立場から経営の監督を行うため、2名以上の独立社外取締役を選任することとしております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

独立社外取締役は、東京証券取引所の基準に基づき選任しております。

[補充原則4-10-1. 指名・報酬などへの任意の諮問委員会の設置など独立社外取締役の適切な関与・助言]

2021年4月1日付で、指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会としてガバナンス委員会を設置しております。その詳細については、本報告書の「II. 1. [任意の委員会]」に記載しております。

[補充原則4-11-1. 取締役会全体のバランスと選任方針・手続の開示]

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、取締役の指名基準を設け、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することに配慮し、その人数を15名以内（監査等委員である取締役は5名以内）としております。

[補充原則4-11-2. 取締役・監査役の兼任状況の開示]

取締役は、その役割・責務を果たすために、十分な時間を費やし取締役としての職務を遂行しております。取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合、その兼任は合理的な範囲内とし、状況を毎年有価証券報告書等で開示しております。社外取締役の他社の役員との兼任状況については、本報告書「II. 1. [取締役関係] 会社との関係 (2)」に記載しております。

[補充原則4-11-3. 取締役会の実効性評価]

当社は、取締役会の実効性と機能向上を図るため、取締役全員による取締役会の実効性評価アンケートを実施し、取締役会の構成や運営の状況、取締役間のコミュニケーション等について自己評価を実施するとともに、このアンケートの分析結果について取締役会で議論を行っております。

取締役会の運営については、審議時間や議事進行並びに活発な議論ができる環境は概ね適切との結果になっております。一方で、資料配布時期の早期化など、より活発な議論の実現に向けた課題も認識されているため、更なる実効性の向上に努めてまいります。

[補充原則4-14-2. 取締役・監査役のトレーニング方針の開示]

当社は、取締役がその役割や責務を実効的に果たすために必要なトレーニング機会を提供いたします。取締役の就任時には、当社の業務に必要な法令や当社のコーポレート・ガバナンス体制及び経営戦略や事業内容の説明を行います。就任後は、継続的に法規改正や経営に有用な情報を得られる機会を設けるとともに、当社や関係会社の訪問、経営陣との対話等を通じて、取締役の役割を果たせるように努めます。これらのトレーニングに係る費用については、当社で全て負担いたします。

[補充原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

取締役・経営陣は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、合理的な範囲で株主との建設的な対話を積極的に行います。株主との対話にあたっては、CFOをIR活動全般についての統括責任者とし、CFOとIR担当部門である経営企画グループを中心に、経理グループ、法務・コンプライアンスグループ他、関連部門が連携して対応いたします。また、個別面談に加え、IR説明会などを実施し、対話の手段の充実に努め、必要に応じて経営陣幹部が面談を実施いたします。対話において把握された株主の意見等については、取締役会や経営陣幹部等に報告いたします。株主との対話に際しては、「インサイダー取引防止規則」の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
三井物産株式会社	8,609,070	33.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,110,000	4.32
豊田通商株式会社	1,000,000	3.89
株式会社三井住友銀行	486,064	1.89
双日食料株式会社	384,000	1.49
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	344,315	1.34
GOVERNMENT OF NORWAY	323,200	1.26
三井住友信託銀行株式会社	322,000	1.25
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	314,800	1.22
SMBC日興証券株式会社	287,100	1.12

支配株主（親会社を除く）の有無

— — —

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上表では、自己株式2,632,322株を除いております。また、「株式会社日本カストディ銀行」は、2020年7月27日付で「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社」より商号を変更しております。

2021年4月1日付の経営統合に伴う株式交換により、当社は、普通株式6,738,222株を、三菱商事株式会社に6,487,990株及び日本甜菜製糖株式会社に250,232株を割当て交付いたしました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
半田純一	他の会社の出身者											
佐東宗秀	他の会社の出身者							○				
刀禰館次郎	他の会社の出身者							○				
飯島一郎	他の会社の出身者								△			
川村雄介	他の会社の出身者											
曾我辺美保子	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
半田純一		○	当社との間に、人的関係、資本関係又は取引関係等、特別の利害関係はありません。同氏は、東京大学大学院経済学研究科の特任教授ですが、当社と同大学との間には特別な関係はありません。また、同氏は、株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパンの代表取締役社長ですが、当社と同社との間には特別な関係はありません。	経営戦略、特に人材戦略の立案に深い造詣と実績を有していることから、社外取締役として選任しており、客観的見地から取締役会において適宜助言を得ております。また、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものではなく、当社の経営、執行において独立しており、一般株主との利益相反もなく客観的かつ公正な職務の遂行が可能と認められます。

佐東宗秀			当社の主要株主であり、かつ当社の重要な子会社の主要な取引先である三井物産株式会社の食料本部食品原料部長であります。同氏は、物産フードマテリアル株式会社の取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。また、同氏は、三井農林株式会社の取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。	出身分野での豊富な経験と高い識見を有していることから、社外取締役として選任しており、客観的見地から取締役会において適宜助言が得られることを期待しております。
刀禰館次郎			当社の主要株主であり、かつ当社の重要な子会社の主要な取引先である三菱商事株式会社の食糧本部製粉製糖部長であります。同氏は、株式会社ディー・ツー・モンドシュガー・カンパニーの社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。また、同氏は、日東富士製粉株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。	出身分野での豊富な経験と高い識見を有していることから、社外取締役として選任しており、客観的見地から取締役会において適宜助言を得ております。
飯島一郎	○	○	過去において当社の取引先である三井住友海上火災保険株式会社の業務執行者ですが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断することから、取引概要の記載を省略します。	金融保険業務への高い知見や、企業経営者として豊富な経験を有していることから、社外取締役として選任しており、監査等委員として、客観的見地から取締役会において適宜助言を得ております。また、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものではなく、当社の経営、執行において独立しており、一般株主との利益相反もなく客観的かつ公正な職務の遂行が可能と認められます。
川村雄介	○	○	当社との間に、人的関係、資本関係又は取引関係等、特別の利害関係はありません。同氏は、一般社団法人グローカル政策研究所の代表理事であります。当社と同法人との間には特別な関係はありません。同氏は、キヤノン株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。同氏は、財務省財政制度等審議会の委員であります。当社と同会との間には特別な関係はありません。同氏は、金融庁企業会計審議会の委員であります。当社と同会との間には特別な関係はありません。同氏は、内閣官房官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会の有識者委員であります。当社と同会との間には特別な関係はありません。同氏は、株式会社海外需要開拓支援機構の社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。同氏は、中国南開大学の客員教授であります。当社と同大学との間には特別な関係はありません。同氏は、公益財団法人日本証券経済研究所の評議員であります。当社と同法人との間には特別な関係はありません。同氏は、日本証券業協会の特別顧問であります。当社と同協会との間には特別な関係はありません。同氏は、嵯峨美術大学の客員教授であります。当社と同大学との間には特別な関係はありません。同氏は、株式会社証券保管振替機構の社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。また、同氏は、東洋アルミニウム株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。	出身分野での豊富な経験と高い識見を有していることから、社外取締役として選任しており、監査等委員として、客観的見地から取締役会において適宜助言を得ております。また、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものではなく、当社の経営、執行において独立しており、一般株主との利益相反もなく客観的かつ公正な職務の遂行が可能と認められます。

曾我辺美保子	○	○	当社との間に、人的関係、資本関係又は取引関係等、特別の利害関係はありません。同氏は、曾我辺公認会計士事務所の代表ですが、当社と同所との間には特別な関係はありません。同氏は、公益社団法人日本工芸会の監事ですが、当社と同法人との間には特別な関係はありません。同氏は、日興アセットマネジメント株式会社の社外取締役ですが、当社と同社との間には特別な関係はありません。また、同氏は、株式会社ソルブレインの社外監査役ですが、当社と同社との間には特別な関係はありません。	公認会計士として会計及び税務に関する高い見識を有していることから、社外取締役として選任しており、監査等委員として、客観的見地から取締役会において適宜助言を得ております。また、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものはなく、当社の経営、執行において独立しており、一般株主との利益相反もなく客観的かつ公正な職務の遂行が可能と認められます。
--------	---	---	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置しております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いておりません。

当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するために、当該使用人は監査等委員会の指揮命令に従って職務を遂行するものとし、人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得て行うものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は会計監査人及び内部監査部門と定期的に会合を持つなど密接な連携を保ち、監査事項等について、意見及び情報交換を行い、監査現場への立会い等業務の質的向上と効率化を図ることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることで、取締役の指名及び報酬に関する透明性及び公正性をより向上させるために、取締役会の諮問機関として指名委員会及び報酬委員会に相当するガバナンス委員会を2021年4月1日付で設置いたしました。当該委員会は6名で構成されており、うち4名は独立社外取締役であります。

ガバナンス委員会は、主に以下の事項について審議を実施しております。

【指名に関する事項】

取締役及び執行役員の選任、解任及び育成に向けた方針、手続並びに指名基準に関する事項

最高経営責任者等の後継者計画の策定に関する事項

[報酬に関する事項]

取締役及び執行役員の報酬額、中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と非金銭報酬の割合その他報酬を決定するに当たっての方針と手続に関する事項

[その他の事項]

コーポレート・ガバナンスに関する事項

[独立役員関係]

独立役員の人数	4名
その他独立役員に関する事項	

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明 更新	

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

—

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

1. 基本方針

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しましては、2021年2月22日開催の臨時株主総会で承認を得た総額の範囲内（取締役（監査等委員である取締役を除く。）につきましては1事業年度当たり4億9,000万円以内（うち社外取締役分年額5,000万円以内）、監査等委員である取締役につきましては1事業年度当たり1億円以内）であることを遵守しております。

当社の取締役の報酬は、業績及び中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とし、社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保することを基本方針としております。当該方針は2021年5月20日の取締役会において決定しております。

具体的には、業務執行取締役（当社の取締役のうち、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役をいいます。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期インセンティブ報酬としての賞与、中長期的インセンティブ報酬としての株式報酬により構成し、監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、ガバナンス委員会の審議を経て決定することとします。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

短期インセンティブ報酬としての賞与は、役位及び業績指標を反映した現金報酬とし、業績指標として、事業活動が生むキャッシュフローであり

企業価値を示す「連結EBITDA」、企業の当該期間中の全ての経営活動の成果を測る「連結当期純利益」、事業年度ごとの定量的な経営目標の達成度を測る「連結経常利益の計画達成度」に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。支給額は、目標達成時を100%として、0%~200%の範囲で変動します。目標となる業績指標は、適宜、環境の変化に応じてガバナンス委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

中長期的インセンティブ報酬としての株式報酬は、株式交付信託方式とし、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を本信託を通じて各取締役等に対して交付するものとし、当社取締役会が定める株式交付規程に基づき、各取締役等に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績指標の達成度等に応じたポイントを付与します。業績指標は賞与（短期インセンティブ）と同一とし、ポイントは目標達成時を100%として、0%~200%の間で変動するものとします。なお、株式の交付は原則として退任時とします。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、ガバナンス委員会において検討を行います。取締役会は、ガバナンス委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝6/9：2/9：1/9とします（業績指標を100%達成の場合）。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、取締役会は、代表取締役社長により適切に当該委任事項の決定がなされるよう、ガバナンス委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえ決定することとします。

2021年3月期の取締役の報酬等の総額は176百万円であります。そのうち社外取締役に関わるものは25百万円であります。これは、以下に記載の2021年3月31日時点における当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に則って算出しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的な報酬構成は、支給対象の役員区分に応じて、業務執行取締役の報酬は、役位に応じた基本報酬（固定報酬）と短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬である業績連動報酬（現金賞与）の報酬構成としております。社外取締役にについては、客観的な立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことから、基本報酬（固定報酬）のみの構成としております。

当社の取締役の基本報酬は、月別の固定報酬とし、役位に応じて世間水準、経営内容及び従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しており、業績連動報酬は、業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の経営の基本的な成果を測るため連結経常利益を指標として役位別に係数を定め算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給しております。よって、これらの種類別の報酬割合については、特段定めておりません。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しましては、2007年6月28日開催の第83回定時株主総会で取締役については1事業年度当たり2億4,000万円以内、監査役については1事業年度当たり7,200万円以内と決議されております。

個人別の報酬額については、機動的に報酬内容を決定するため、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の役位別の賞与の配分としております。当事業年度においては代表取締役社長である森本卓が委任を受け、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。委任を受けた代表取締役社長は、取締役会にて承認された「役員報酬内規」の内容に従って決定をしなければならないとされていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役のサポート体制】

・社外取締役に法務・コンプライアンスグループから取締役会の開催及び内容の通知並びに資料を送付しております。

・事前説明が必要と判断された取締役会付議事項については、会日に先立って各部門の担当者が社外取締役に説明を実施し、十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

業務執行

1. 取締役会

取締役会は、定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款で定められた事項や重要経営事項を審議し決定しております。また、独立役員4名を含む社外取締役6名を選任し、その客観的な視点と豊富な経験や知識を経営に反映することで、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

なお、2021年3月期は、取締役会を15回開催し、取締役10名及び監査役3名が各々の任期中の全てに出席、取締役1名及び監査役1名が各々1回ずつ欠席しております。

2. 経営会議

重要な経営事項に関する意思決定のため代表取締役社長が主宰する協議機関として、原則として毎月2回、常勤取締役全員による経営会議を開催しております。

監査・監督

1. 内部監査室

内部監査室（5名）を設置し、当社各部門及び子会社に対する定例及び特命監査を行っております。

2. 監査等委員会

監査等委員会（2021年4月1日付設置）は、経営執行機能より独立した立場から、取締役による内部統制の整備・運用状況を監査し、必要に応じて取締役会に対しその結果を報告し、内部統制の改善を助言・勧告しております。その活動の実効性を確保するために、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を1名置き、重要会議に出席するなどにより、経営執行状況の適切な監視と把握に努めております。また、内部監査室、子会社監査役及び会計監査人と定期的に意見及び情報交換を行い、密接な連携を図っております。これらの監査等委員会の活動をサポートするために、監査等委員会室（5名）を設置しております。

監査の状況

1. 会計士及び補助者

会計監査人には有限責任監査法人トーマツを選任し、通常の会計監査に加え各種助言を受けております。2021年3月期において業務を執行し

た会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は次の通りであります。

業務を執行した会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 北村 崇

指定有限責任社員 業務執行社員 城 卓男

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

会計士試験合格者等 3名

その他 6名

2. 監査報酬

2021年3月期における当社の監査役に対する報酬、並びに当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対する報酬の内容は次の通りであります。

監査役に支払った報酬等 57百万円

会計監査人に支払った報酬額及び監査証明に関わる報酬等 79百万円

指名、報酬決定

ガバナンス委員会

独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることで、取締役の指名及び報酬に関する透明性及び公正性をより向上させるために、取締役会の諮問機関として2021年4月1日付で設置いたしました。ガバナンス委員会は、主に、①指名に関する事項として、取締役及び執行役員の選任、解任及び育成に向けた方針、手続き並びに指名基準に関する事項、最高経営責任者等の後継者計画の策定に関する事項、②報酬に関する事項として、取締役及び執行役員の報酬額、中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と非金銭報酬の割合その他報酬を決定するに当たっての方針と手続きに関する事項、③その他の事項として、コーポレート・ガバナンスに関する事項を審議しております。

責任限定契約

当社と社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む）の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

保険契約

当社は、保険会社との間において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び会社法上の子会社の役員を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しております。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は、2021年4月1日付で監査等委員会設置会社に移行し、会社法に規定する取締役会及び監査等委員会を設置しております。また、執行役員制度を導入し、個別の業務執行は業務執行取締役を含む執行役員に委ねています。当社は、経営・監督と業務執行機能を分離することにより、業務執行の機動性及び全体戦略作成機能の向上を図り、グループ全体のコーポレート・ガバナンスを強化する上でこれらの体制が適切と考え選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2021年は6月22日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2016年から実施しております。
招集通知(要約)の英文での提供	ウェブサイトに英文招集通知を掲載しております。
その他	ウェブサイトに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	本資料の添付資料として及びウェブサイト上に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2021年は5月25日に開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	経営方針・決算説明資料をウェブサイト上に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画グループがIRを担当し、証券アナリスト、機関投資家等との個別ミーティングを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動基準及びDM三井製糖ホールディングスコーポレートガバナンス・ガイドラインに規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーの基本方針にて策定しております。
その他	取締役10名のうち、女性取締役を1名選任しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 「当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合する事を確保するための体制」

(会社法第399条の13第1項1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項4号)

① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすために、取締役は率先垂範し自ら実効ある体制を作ると共に、企業理念、行動基準を定め、全職員に遵守させる。

② コンプライアンス担当取締役を置くとともに、内部統制委員会および法務・コンプライアンスグループを設置し、コンプライアンス体制の推進と充実を図る。

③ コンプライアンスに関する研修や資料の配布などを通じ、使用人のコンプライアンスに対する知識・理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。

④ 「DM三井製糖ホールディングスコーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則」を定め、コーポレート・ガバナンス機能の一層の充実と内部統制体制の確立を図る。

⑤ 代表取締役直轄の内部監査担当部門は、「内部監査規程」に基づき業務執行状況の監視、検証および報告を行う。

(2) 「当社の取締役、監査等委員および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」

(会社法施行規則第110条の4第2項1号)

当社の取締役の職務の執行並びに重要な意思決定に係わる情報については、「文書保管保存規程」に基づき、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存管理し、必要に応じて、取締役および監査等委員が閲覧できる体制を整える。

(3) 「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

(会社法施行規則第110条の4第2項2号)

① リスク管理については、各事業部門において各種規程を整備し日常の業務遂行に関するリスクの管理を行うとともに、リスク管理担当部門が「リスク管理規則」に従い、評価、管理体制の構築、および指示を行っている。

② 災害、事故、その他重大なリスクに対する緊急対応体制については、該当担当部署が対策マニュアル整備および初期対応を行い、必要に応じて危機管理対策本部を設置し関係部門の統制を図る。

(4) 「当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

(会社法施行規則第110条の4第2項3号)

① 職務権限・社内意思決定ルールについては、「稟議規則」「職務権限規程」「職務分掌規程」他別途定める社内規則に基づき適正かつ効率的に職務が執行される体制を整える。

② 執行役員制の採用により、権限と責任を明確化し、意思決定の迅速化を図るとともに職務遂行の効率性と有効性を向上させる。

③ 中期経営計画および半年度事業計画を定め、業績目標を明確化する。

(5) 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の報告に関する体制および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

(会社法施行規則第110条の4第2項5号イ、ロ)

① 「事業会社管理規程」において、事業会社（三井製糖株式会社および大日本明治製糖株式会社を指す。以下同じ）およびその子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務づける。

② 事業会社およびその子会社のリスク管理については、「事業会社管理規程」の定めにより迅速かつ適切に対処し重要事項の指示・情報伝達を行うとともにリスクの把握・管理を行う。

(6) 「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

(会社法施行規則第110条の4第2項5号ハ)

① 当社は、当社グループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。

(7) 「その他、会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

(会社法施行規則第110条の4第2項5号柱書、第110条の4第2項5号ニ)

① 当社のコンプライアンス体制の構築を図り、コンプライアンス教育および研修を通じコンプライアンスの意識を強化するとともに事業会社のコンプライアンス体制の整備について指導する。

② 当社並びに事業会社の業務遂行に関しては、それぞれにおける社内規定および業務手順書の更新により業務の適正を確保する。

③ 内部監査担当部門は、事業会社およびその子会社を含めた業務全般に関する監視、検証および提言を行い、業務の妥当性と有効性を確保する。

④ 当社グループは財務報告の適正性と信頼性の確保のための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を評価し改善を推進する。

(8) 「監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該取締役および使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項」

(会社法施行規則第110条の4第1項1号、2号および3号)

① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないが、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置き、当該使用人は監査等委員が指示した業務については監査等委員の指揮命令にのみ従う。

② 当該使用人の任命、評価および異動などにおいて監査等委員会の事前の同意を得る事により、取締役からの独立性を確保する。

③ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務することがある。

(9) 「当社の取締役および使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制、およびその他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

(会社法施行規則第110条の4第1項4号イ、第110条の4第1項7号)

① 取締役会、その他重要な会議において取締役および使用人は随時担当業務の報告を行う。

② 監査等委員は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議などの重要な会議に出席することができる。

③ 監査等委員会には稟議書他社内の重要書類が回付される。

④ 監査等委員会は代表取締役との定期的な会合、取締役および執行役員との定期的レビューを実施する他、会計監査人、顧問弁護士、顧問税

理士、内部監査担当部門および子会社監査役等と連携を図る。

⑤ 役職員は監査等委員会監査等基準を理解し、監査等委員会監査の実効性を確保する。

(10)「当社の子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制」
(会社法施行規則第110条の4第1項4号ロ)

① 当社グループの役職員は、当社の監査等委員会または選定監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

② 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社、事業会社または事業会社の子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

(11)「前2項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」
(会社法施行規則第110条の4第1項5号)

① 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(12)「当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」
(会社法施行規則第110条の4第1項6号)

① 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

② 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(13)「反社会的勢力の排除に向けた体制の整備」

① 当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応することを行動基準に定める。

② 当社グループは反社会的勢力からの不当な要求に対して、担当部署を置き研修活動を行うなど体制の整備に努め、警察などの機関、弁護士と連携し情報の収集、対策を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当な要求には断固として応じず、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底することを基本としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(2)－1. 行動基準に「反社会的勢力との決別」を掲げ、従業員就業規則に服務規律として規定しております。

(2)－2. 主要な拠点に不当要求防止責任者を設置し、公的機関による不当要求対応講習を受講しております。

(2)－3. 警察等関連機関を通じて情報収集をしております。

(2)－4. 警察、顧問弁護士と連携をして対応をしております。

V その他

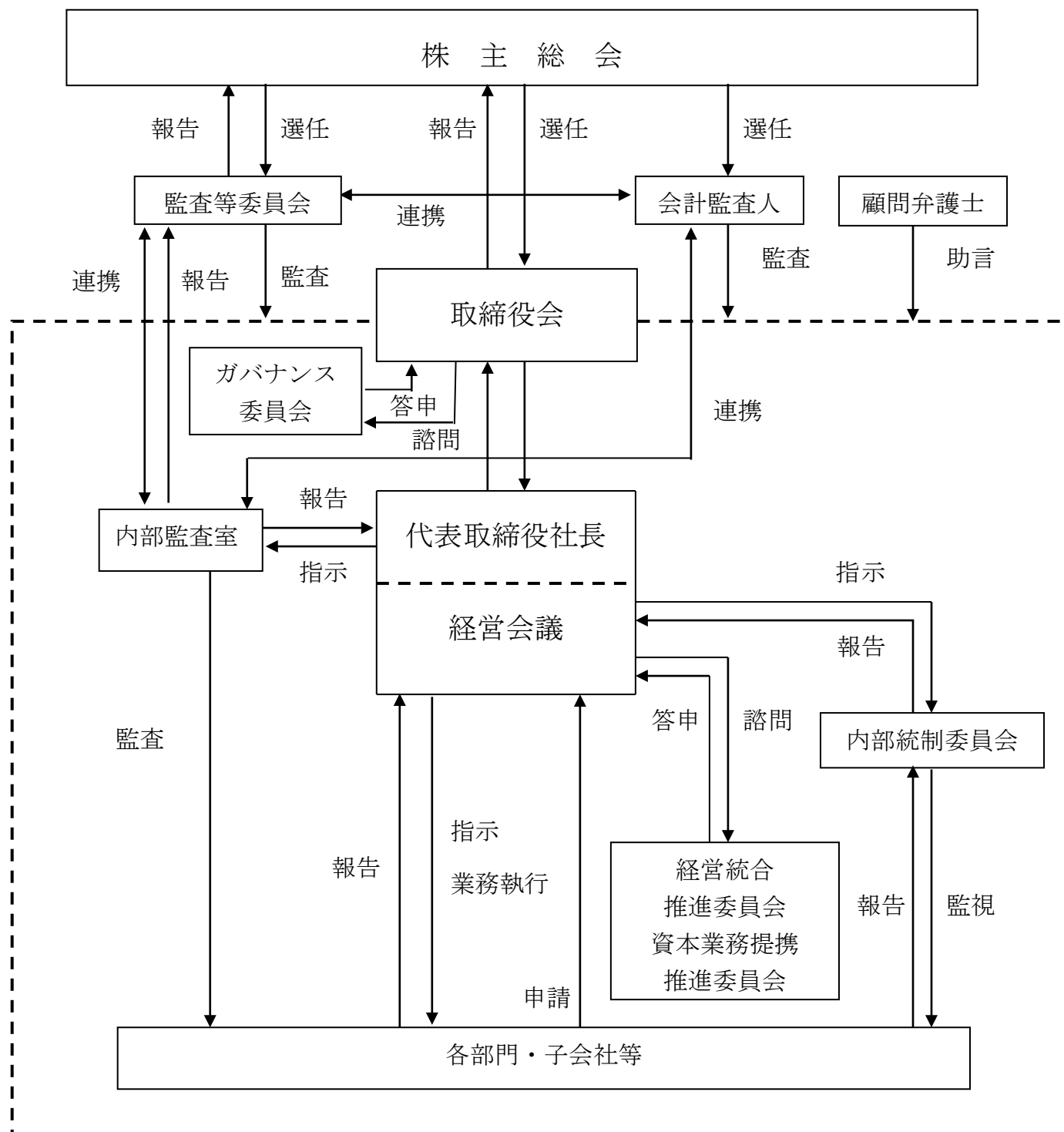
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制については参考資料「模式図」をご覧ください。
また、「適時開示体制の概要」を添付いたしますのでご覧ください。



添付資料：適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 会社情報の適時開示に係る当社の基本姿勢

当社の情報開示に対する基本的な姿勢は、当社の「ディスクロージャーポリシー」（別紙１）に基づいております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

情報開示の体制については、取締役会を最高機関とし、情報取扱責任者をはじめ社内関係部署が密接に連携し、公正かつ適時・適切な情報開示を行う体制を構築しております。

また、子会社等に関する経営関連情報についても、各社から当社への迅速な報告体制を構築しております。図示しますと（別紙２）のとおりであります。

以上

(別紙1)

ディスクロージャーポリシー

基本方針

DM 三井製糖ホールディングス株式会社は株主・投資家の皆様を始めあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を推進し、その適正な評価のために、当社に関する重要な情報の適時・適切な開示を行います。

情報開示の基準

当社は、金融商品取引法等の諸法令ならびに、東京証券取引所の定める有価証券上場規程等に従い、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示を行います。

諸法令や有価証券上場規程等が定める重要事実該当しない情報であっても、株主・投資家の皆様にとって有用であると判断されるものにつきましては、可能な範囲で積極的かつ公平に開示します。

情報開示の方法

有価証券上場規程が定める重要事実該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所へ同取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）にて公開します。

TDnet にて公開した情報に関しては、当社ウェブサイトにも速やかに掲載することとしています。

また、適時開示規則に該当しない情報を開示するに当たっても、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法によりできるだけ正確かつ公平に当該情報が一般の投資家に伝達されるよう配慮を行っております。

沈黙期間

当社は、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、決算発表までの数週間を沈黙期間としています。この期間内は、決算に関連するコメント、ご質問等に関する回答は差し控えさせていただきます。ただし、沈黙期間中に発生した業績予想との差異が有価証券上場規程に該当する変動幅となることが明らかになった場合には、適宜、プレスリリース等により情報開示を行います。

将来の見通しについて

開示情報のうち、過去の事実以外のものは、現在入手可能な情報に基づく当社の判断による将来の見通しであり、経済情勢、市場動向、税制や諸制度の変更等にかかわるリスクや不確実な要素を含んでいます。したがって、将来、実際に公表される業績等はこれらの種々の要因によって変動する可能性があることをご承知おきください。

(別紙 2)

